

1 計画策定の目的・背景 (P1～P3)

滝川市では、人口減少・少子高齢化の進行、厳しい財政状況、公共施設等の老朽化、中心市街地の空洞化などの課題を抱えている中、人口減少下においても持続可能で効率的なまちづくりを進め、利便性の高い都市構造の実現に向けた「滝川市立地適正化計画」を策定します。

位置づけ：都市再生特別措置法第81条に基づき作成するもので、都市計画マスタープランの一部に位置付けられる計画です。

計画期間：おおむね20年間 令和5年度（2023年度）～令和24年（2042年）

計画区域：滝川都市計画区域（7,442ha）

◎なぜ、いま「コンパクトシティ」か？「立地適正化計画」か？

①人口減少によって、市街地のスポンジ化・低密度化が進行し、商業等の生活利便施設の減少も懸念されるため、防災面を考慮しながら、ある程度の人口密度を保ち、生活関連機能を維持確保していく区域を「**今から**」示し、各種誘導策を連動させていくことが必要。

②商業・医療等の生活利便施設の維持・誘導のほか、老朽化した公共施設の建て替え等にあたっては、**目指すべきまちづくり・都市構造の実現を推進するため、これらの施設・機能をどこに配置・誘導していくべきなのか、方針とその区域を「今まさに」**立てておくことが必要。

立地適正化計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを推進

居住誘導区域を設定して誘導

都市機能誘導区域を設定して誘導

◎コンパクトシティをめぐる誤解

誤 解	前 提
一極集中	多極型 ・中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す
全ての人口の集約	全ての人口の集約を図るものではない ・たとえば農業等の従事者が農村部に居住することは当然 ・居住誘導区域外における居住を否定するものではない
強制的な集約	あくまで「誘導」による集約 ・インセンティブ（優遇措置）を講じながら、届出制度等により 時間をかけて緩やかに 居住の集約化を推進（誘導）

2 まちの状況 (P10～P23)

●**人口減少の進行**
H27年（2015年）：41,192人
15,000人以上
R27年（2045年）：25,318人

●**都市機能が分散**

●**災害リスク（市街地の広範囲が浸水想定区域）**

●**公共施設の老朽化**

このまま対策を講じないままですと…

- ①生活利便性の低下
・各地区にある商業施設、医療施設等が撤退
・公共交通利用者数の減少による、さらなるサービス水準の低下
- ②被災可能性のある地域への新たな居住が進む恐れ
- ③空き家・荒廃地の増加
- ④厳しい財政状況の深刻化
- ⑤コミュニティの維持が困難

3 まちづくり方針・誘導方針 (ターゲット・ストーリー) (P35～P37)

基本的な考え方

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりへ

まちづくり方針
(ターゲット)

滝川暮らしの質の向上

人口流出を抑制する
定住環境の整備

“暮らし”と“魅力”の
相乗効果を生む
まちづくり

**滝川に人を惹きつける
魅力の創造**

人口流入・交流人口拡大
を促進する環境の整備

誘導方針 (ストーリー)

- ①まちなかの魅力向上
・JR滝川駅～市役所周辺における都市機能及び居住の誘導
- ②地域生活に必要な都市機能の確保
・各地域における商業、医療、教育、子育てなどの都市機能を確保
- ③生活を支える交通ネットワークの形成
・地域のニーズに応じた移動手段を確保
- ④災害に強い都市づくり
・水害を想定した防災対策の推進と災害時を考慮した居住の誘導
- ⑤公共施設等の適正配置
・老朽化が進む公共施設の適切な更新・再編を推進

- ①商業等の高次都市サービスの確保
・中空知圏の生活を支える都市機能を確保
- ②広域交通ネットワークの確保
・周辺自治体との広域交通のネットワークを維持
- ③産業を支える拠点とネットワークの充実
・地域資源を生かし、交流人口を拡大
- ④魅力ある住宅・住環境の形成
・市街地における空き家発生防止、不動産流通の促進
- ⑤自然環境との共生・住環境の確保
・自然環境、農村環境を保全・活用
・豊かな自然環境、農村環境を生かした魅力ある住環境の確保

4 将来都市構造 (P38～P43)

将来都市構造は、「誘導方針」を展開する対象として、「広域」-「市街地」-「農村部・郊外部」という3層構造で構成したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指します。

広域の交流を支える拠点・ネットワークを形成

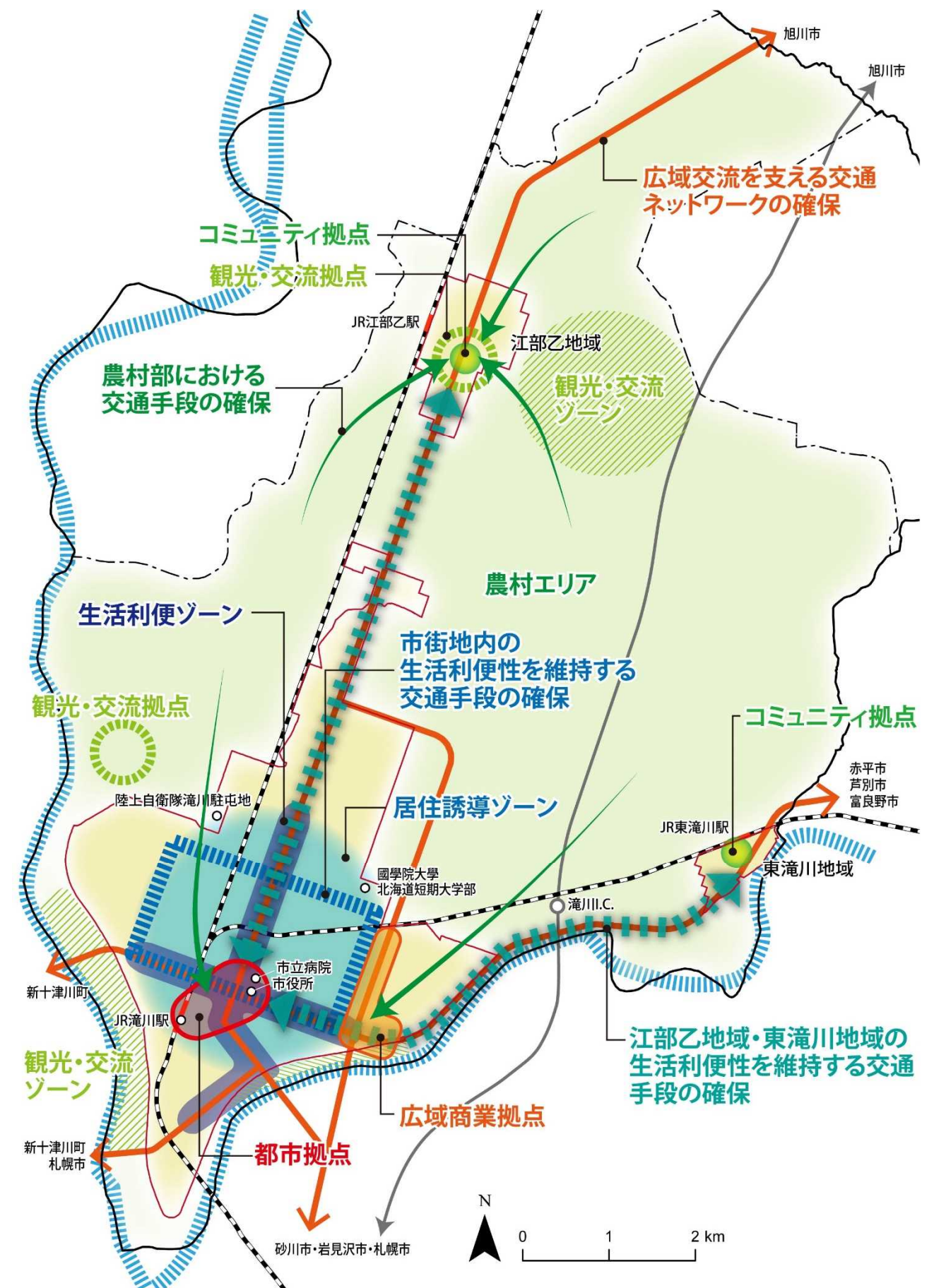
- JR滝川駅～市役所周辺における拠点機能の強化と魅力創造 **(都市拠点)**
- 国道12号滝川バイパス沿道における商業機能の確保 **(広域商業拠点)**
- 周辺自治体との移動・連携を支える交通ネットワークの維持・充実

生活機能と公共交通が一体となった利便性の高い市街地を形成

- 国道沿道における生活利便機能の維持・確保 **(生活利便ゾーン)**
- コンパクトな市街地の形成と公共施設の適正配置 **(居住誘導ゾーン)**
- 市街地内の生活利便性を支える交通手段の維持・確保
- 空き家発生の未然防止、不動産流通の促進
- 災害対応力を高める市街地の形成

農村部・郊外部における暮らしを守り、魅力を創造

- 江部乙地域、東滝川地域における地域コミュニティや交流活動の拠点となる場を形成 **(コミュニティ拠点)**
- 自然環境や地域資源を生かしたさらなる魅力を創造し、交流人口拡大を図る拠点・ゾーンを形成 **(観光・交流拠点／観光・交流ゾーン)**
- 江部乙地域、東滝川地域、農村エリアにおける交通手段を確保
- 自然環境、農村環境の保全・活用を図る
- 豊かな自然環境、農村環境を生かした魅力ある住環境の確保



5 誘導区域・誘導施設の設定 (P 4 4 ~ P 5 6・P 5 7 ~ P 5 9)

居住誘導区域の設定 (P 4 4 ~ P 5 1)

将来的に一定程度の人口密度を維持するエリアを基本に、
居住の安全性と利便性を考慮して設定する。

《基本的な考え方》

- ①原則として災害リスクの大きいエリアは含めない
- ②生活利便施設の維持が見込まれる人口密度がある程度確保されるエリアを設定
- ③公共交通ネットワークが維持できるエリアを設定
- ④現状で、都市基盤（道路）が狭隘で脆弱なエリアは含めない

都市機能誘導区域の設定 (P 5 2 ~ P 5 6)

将来都市構造の実現に向けて、何から取り組んでいくのか「選択と集中の意思」を市内
外に示すもの

具体的事業の実施を見据えた「時間軸・実現軸」により設定する

《基本的な考え方》

- ①居住誘導区域内に設定
- ②都市拠点の核となる施設の立地状況を踏まえて設定（都市拠点の核となる交通、行政、医療を包含し、主に商業地域が指定されているエリアを設定/JR滝川駅を中心とした徒歩圏（800m圏）、滝川市役所を中心とした徒歩圏（800m圏）が重なるエリアを中心に設定）

誘導施設の設定 (P 5 7 ~ P 5 9)

滝川市の魅力や求心力を高める施設と、都市機能が都市機能誘導区域外に転出することで、都市構造や公共交通の維持に影響を与える施設などを位置付け、都市機能誘導区域への立地を誘導する。

《誘導施設の設定の視点》

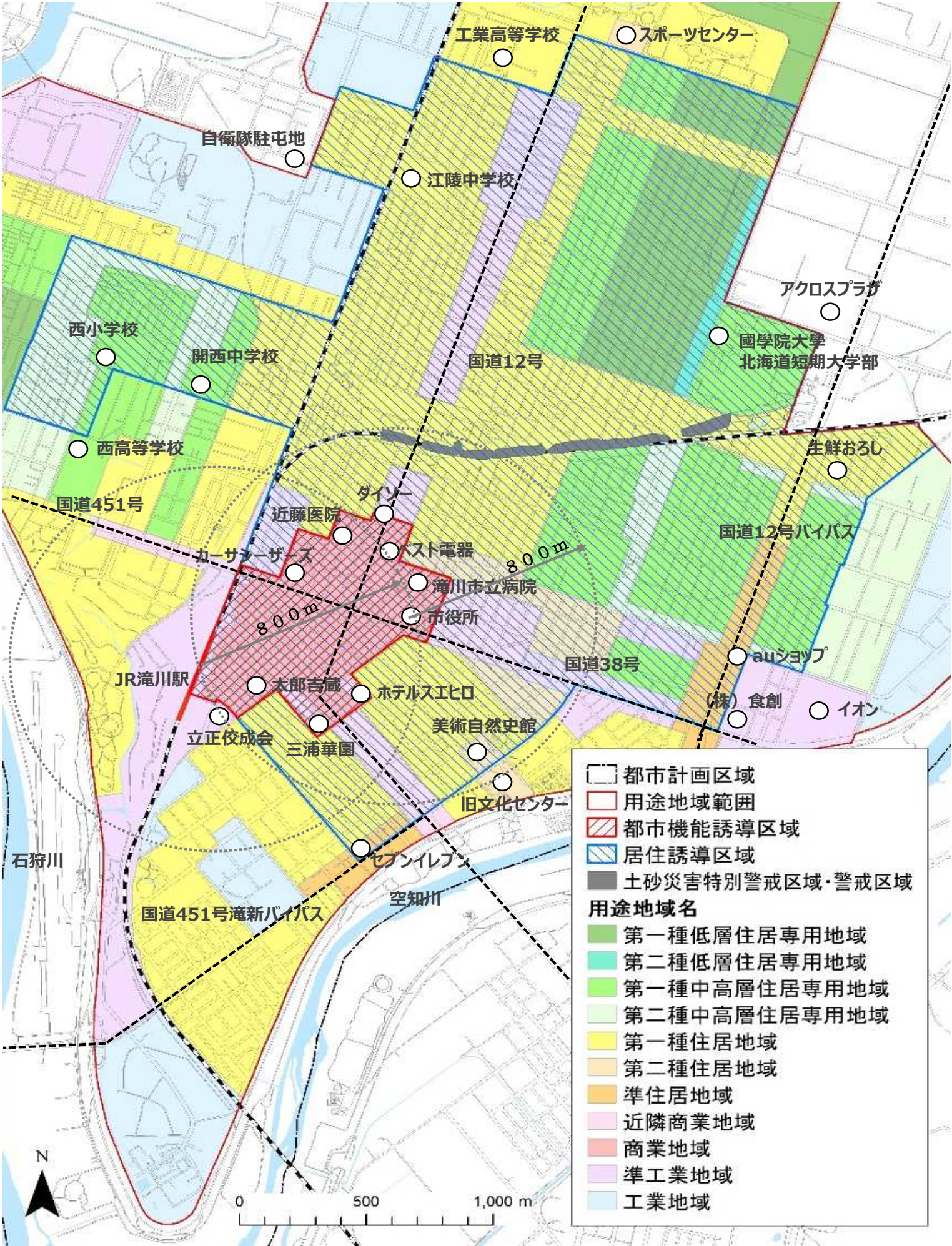
- ・都市拠点としての求心力・魅力、生活の質を高める施設
- ・都市構造に影響を与える施設
- ・新たに立地を誘導すべき施設
- ・今後も区域内に立地することが望ましく、機能を維持し続けることが求められる施設

【誘導施設一覧】

- ①緑地※、広場、②ホール、③スーパーマーケット（店舗面積1,000㎡以上）、④屋内遊戯施設、
⑤病院・診療所（産科）、⑥運動施設（フィットネス等）、温浴施設、⑦子ども発達支援センター、⑧保健センター、
⑨幼稚園、⑩保育園、認定こども園、⑪図書館、⑫科学館、⑬官庁施設
※①「公園、広場」⇒「緑地、広場」に修正 ④「サービス付き高齢者向け住宅」を除外

※届出制度 (P 6 3 ~ P 6 4)

・都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外で誘導施設や3戸以上の住宅を建築等する場合、
これらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所について、市長への届出が必要。



6 誘導施策（P 6 0～P 6 2）

都市機能誘導区域への都市機能増進施設の誘導や、居住誘導区域への居住の誘導、さらに都市機能や居住を効果的に維持・誘導を図るための公共交通ネットワークの形成や、誘導区域外における生活を支えるため、関連部局と連携しながら誘導施策を総合的に展開する。

誘導区域：誘導区域を対象とした施策
誘導区域外：誘導区域外を対象とした施策

まちづくり方針 1：滝川暮らしの質の向上

- ・JR滝川駅周辺における滞在・交流を生む拠点の形成 誘導区域
- ・ウォーカブルで都市拠点の魅力を高める取り組みの展開 誘導区域
- ・都市拠点における居住の誘導 誘導区域
- ・都市機能を確保するための居住誘導と土地利用の維持、ネットワークの確保 誘導区域 誘導区域外
- ・生活に必要な公共交通ネットワークの形成 誘導区域 誘導区域外
- ・公共交通の利用促進策の推進 誘導区域 誘導区域外
- ・公共施設等の適正配置 誘導区域 誘導区域外

まちづくり方針 2：滝川に人を惹きつける魅力の創造

- ・高次都市機能の立地を確保する土地利用の維持 誘導区域
 - ・広域道路ネットワークの形成 誘導区域 誘導区域外
 - ・広域公共交通ネットワークの確保 誘導区域 誘導区域外
 - ・交流拠点の形成 誘導区域外
 - ・高齢者に対応した住宅の供給・整備 誘導区域
 - ・移住・定住を支える住宅供給 誘導区域
 - ・**空きビル※**・空き家・**低未利用地等※**の有効活用と不動産の流動化の促進 誘導区域 誘導区域外
 - ・自然環境・農地の保全 誘導区域 誘導区域外
 - ・コンパクトなまちづくりと連動した都市公園の再編 誘導区域 誘導区域外
- ※「空き地・空き家」⇒「**空きビル**・空き家・**低未利用地等**」に修正

7 防災指針（防災・減災まちづくりの取組方針と取組）（P 6 5～P 7 7）

居住誘導区域等における災害リスクに対して、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むための指針

【取組方針①】被害の回避

- ・災害ハザードエリアにおける誘導区域の除外、開発抑制 など

【取組方針②】ハードとソフトによる防災・減災対策

- ・国、北海道と連携した河川の治水対策、土砂災害防止対策の推進
- ・要配慮者施設等も含めた早期に避難できる体制の整備 など

8 目標値の設定（P 7 8）

誘導方針と目標達成により期待される効果を踏まえ、本計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCAサイクルが適切に機能するため設定する。

	評価指標	基準値	目標値	
			【中間年】 R14（2032）	【目標年】 R24（2042）
都市機能誘導	誘導施設の新たな立地	6※施設 (R4/2022)	9※施設	13※施設
居住誘導	居住誘導区域内の人口密度	32.6人/ha (H27/2015)	27.4人/ha	24.3人/ha
			※参考：推計値 26.6人/ha	※参考：推計値 22.4人/ha
公共交通ネットワーク	市内を循環するバスの年間利用者の推計値	約16万人 (R3/2021)	約14万人	約12万人